

敦賀港長公示 第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月31日

敦 賀 港 長



敦賀港における航泊の禁止について

敦賀港松原海岸前面海域において、第77回とうろう流しと大花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止（花火大会に従事する作業船舶、港長が許可した船舶を除く。）する。

なお、荒天等で花火大会が中止された場合は、当日の航泊禁止を行わない。

記

1 期 間

令和8年8月16日（日）午後7時00分から午後8時25分まで
ただし、花火大会が終了した時点をもって、航泊の禁止を解除する。

2 区 域

次の各点を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

A点 笙の川左岸導流堤先端

B点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位181度360メートル

C点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位263度165メートル

D点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位271度640メートル

E点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位247度995メートル

F点 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位237度1,100メートル

G点 F点から真方位180度に引いた線

3 標 識

上記区域を明示するため、B点、C点、D点、E点、F点の5ヶ所に黄色簡易標識（毎4秒1せん光、光達距離5.5km）を設置する。

4 備 考

（1）航泊禁止区域周辺に警戒船10隻が配備される。

（2）警戒船は白色点滅灯（毎4秒1せん光）を点灯している。

- A点 : 笹の川左岸導流堤先端
 B点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位181度 360メートル
 C点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位263度 165メートル
 D点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位271度 640メートル
 E点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位247度 995メートル
 F点 : 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位237度 1,100メートル
 G点 : F点から真方位180度に引いた線

● 航泊禁止明示簡易標識

B点、C点、D点、E点、F点の5ヶ所に黄色簡易標識（毎4秒1せん光）の設置あり

